

秋田県告示第148号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 すけとうだら日本海北部系群

(1) 都道府県別漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業	現行水準（目安数量10トン未満）

2 するめいか

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
現行水準

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県するめいか漁業	現行水準（目安数量50トン未満）